

縁むすびプロジェクト企画運営業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

この実施要領は、安城市が発注する「縁むすびプロジェクト企画運営業務」の委託契約の相手方となる候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

縁むすびプロジェクト企画運営業務

(2) 業務場所

安城市内

(3) 業務内容

「縁むすびプロジェクト企画運営業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日～令和8年3月13日（金）

(5) 提案上限額

総額 金3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 公告の日において、安城市競争入札参加資格者名簿（委託）に掲載されている事業者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までに、安城市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法、会社更生法、民事再生法による手続きを行っていないこと。
- (5) 次の国税及び県税、市税（提案者の事業所の所在が安城市の場合）が未納でないこと。

ア 国税

(ア) 法人

法人税、消費税及び地方消費税

(イ) 個人

申告所得税、消費税及び地方消費税

イ 県税

(ア) 法人

法人県民税及び法人事業税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）及び自動車税種別割

(イ) 個人

個人事業税及び自動車税種別割

(6) 過去5年間（令和2年度から令和6年度まで）に、官公庁（国、地方公共団並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注の婚活イベント企画運營業務を元請として履行した実績があること。

(7) 公告の日から審査実施日までの間において、「安城市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 日程

日程は次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

項目	日程
公告	令和7年4月10日（木）
質問書の提出期間	令和7年4月10日（木）～4月18日（金）午後5時
質問書への回答	令和7年4月21日（月）
参加表明書の提出期間	令和7年4月10日（木）～4月18日（金）午後5時
企画提案書の提出期間	令和7年4月22日（火）～4月30日（水）午後5時
プレゼンテーション審査	令和7年5月12日（月）～5月16日（金）
選定結果通知発送	令和7年5月23日（金）
契約の締結	令和7年6月上旬

5 参加手続

(1) 質問

ア 提出方法

質問書（様式5）を「11 連絡先」に記載の電子メールアドレス宛に提出すること。電子メールの件名は、「【質問者名】縁むすびプロジェクト企画運營業務質問書」とし、電子メール送信後は、必ず電話で到達確認を行うこと。

イ 提出期限

令和7年4月18日（金）午後5時必着

ウ 質問に対する回答

質問者の名称等を伏せた上で、令和7年4月21日（月）までに回答を安城市公式ウェブサイト（本実施要領が記載されているページ）にて公表する。

(2) 参加表明

ア 提出書類

様式については、安城市公式ウェブサイト（本実施要領が記載されているページ）からダウンロードすること。

(ア) 参加表明書（様式1）

(イ) 会社概要（様式2）

(ウ) 業務実績調書（様式3）

イ 提出部数

各正本1部

ウ 提出期間

令和7年4月10日（木）午前9時～4月18日（金）午後5時必着

エ 提出先

〒446-8501 安城市桜町18番23号

安城市 こども健康部 こども課 こども政策係

オ 提出方法

持参（土・日曜日を除く午前9時から午後5時までの間に限る。）又は郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）とする。なお、提出にあたっては、令和7年4月17日（木）午後5時までに、「11 連絡先」へ提出の旨を電話連絡すること。発注者は、郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任は負わない。

カ 参加資格の確認

参加資格の確認の結果、失格者がいる場合は、令和7年4月22日（火）をめぐりに、その旨を当該失格者の参加申込書に記載された連絡先電子メールアドレス宛に通知する。

(3) 企画提案

ア 提出書類

(ア) 企画提案書

a 様式

- (a) 表題は「縁むすびプロジェクト企画運営業務企画提案書」とし、提案者の名称を記載すること。
- (b) A4判長辺綴じ30ページ以内（表紙及び目次は、ページ数に含まない。）で、両面印刷にて作成すること。A3判の用紙を使用する場合は、1面を2ページとカウントし、片面印刷とすること。
- (c) 文字サイズは、11ポイント以上とすること。ただし、注記については11ポイント未満の使用を認める。
- (d) ページ番号を付記すること。位置は問わない。

b 構成

企画提案書に記載する項目は以下のとおりとし、「別紙1 評価項目及び配点」に掲げる内容を踏まえて作成すること。なお、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げられるよう、企画提案を行うこと。

提案書記載項目		内容
1 基本方針	1 業務の趣旨・目的・スケジュール・サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨・目的を踏まえ、受託に向けた考え方及び具体的な取組方針を示すこと ・目的達成に向けた業務スケジュール・本市に対するサポート体制を示すこと
2 企画提案	1 婚活イベント	・仕様書に記載する「4業務の概要（1）婚活イベントの企画・運営」について、企画案を示すこと
	2 婚活セミナー	・仕様書に記載する「4業務の概要（2）婚活セミナーの企画・運営」について、企画案を示すこと
	3 フォローアップ相談	・仕様書に記載する「4業務の概要（3）フォローアップ相談の企画・運営」について、企画案を示すこと
	4 広報	・仕様書に記載する「4業務の概要（4）広報の企画・運営」について、企画案を示すこと
3 実施体制	1 業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> ・統括責任者及び担当者、並びに当該業務を実施する組織体制を記載すること ・業務の一部を再委託するなど、連携する外部事業者等がある場合は、その連携内容についても記載すること

c その他

専門用語をできるだけ避け、理解できる内容とすること。やむを得ず専門用語や略語を使用する場合は、説明書きを付すこと。また、写真、挿絵、図面等を有効に使い、視覚的に分かりやすい構成とすること。

(イ) 見積書及び見積内訳書

縁むすびプロジェクト企画運營業務に要する費用の総額を見積書（様式4）に記載すること。見積書には代表者印を押印すること。また、見積書の金額の内訳を見積内訳書（様式任意）に記載し、添付すること。

イ 提出部数

（ア）は8部（正本1部、副本7部）、（イ）は正本1部を提出すること。また、電子データ一式をCD-RやDVD-R等で提出すること。

ウ 提出期限

令和7年4月30日（水）午後5時必着

エ 提出先・提出方法

5（2）参加表明の提出と同様とする。

なお、提出にあたっては、令和7年4月28日（月）午後5時までに、「11 連絡先」へ提出の旨を電話連絡すること。

(4) 提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等軽微な修正は、発注者に事前連絡し、承諾を得た場合は修正できる。

6 プレゼンテーション審査

(1) 日時・会場

プレゼンテーション審査は、令和7年5月12日（月）～5月16日（金）に実施する。時間や会場等の詳細は、該当者に別途通知する。

(2) 内容（目安）※実際の時間構成は別途通知する。

ア 発表（20分）

イ 質疑応答（10分）

(3) 説明者

会場に入場できる者は、3名までとする。説明者は、本業務を実際に行う者を主とすること。

(4) その他

ア 発注者が用意するプロジェクターやスクリーン、モニター、HDMIケーブルなどを使用し、提出した企画提案書を用いて説明すること。パソコンは参加事業者が用意し、接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

イ 質疑に対する回答は、プレゼンテーション審査内で回答すること。

ウ 発注者は、プレゼンテーション審査の内容を録音することができる。

7 選定

緑むすびプロジェクト企画運營業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等に基づき、最も優れた企画提案をした者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

(1) 選定方法

ア 別紙1「評価項目及び配点」により審査を行う。

イ 候補者の選定方法については、別紙2「選定委員会における候補者の選定方法」のとおりとする。

(2) 選定結果

選定結果は、令和7年5月23日（金）に文書を発送し通知するとともに、市公式ウェブサイトで公表する。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

(1) 提出書類が提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合

(2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、記載すべき事項以外の内容が記載されている等の不備がある場合

(3) 提出書類に虚偽の記載がある場合

この場合は、安城市工事請負契約等に係る入札参加資格（一般・指名）停止要綱（平成7年4月1日施行）に規定する入札参加資格停止措置を行うことがある。

(4) 複数の企画提案書を提出した場合

(5) 見積書（様式4）に記入された金額に消費税及び地方消費税を含めた金額が提案上限額を超えた場合

(6) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合（ただし、プレゼンテーション審査を都合により実施しなかった場合を除く。）

(7) 内容の問い合わせ等に応じなかった場合

(8) 本プロポーザルの公告後、選定委員に働きかけがあったと認められた場合

(9) その他選定委員会において不相当と認められた場合

9 契約

発注者は、優先交渉権者を契約候補者として特定し、企画提案に基づき、業務の履行に必要な具体の履行条件など協議と調整を行い、契約を締結する。

なお、優先交渉権者との交渉が整わない場合又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次点の者と協議を行う。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る説明会は行わない。
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等の費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 決定した業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属する。
- (4) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退したい場合は、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。辞退しても、それを理由として今後の業務において不利益な取扱いを受けることはない。
- (5) 企画提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて任意で追加資料を求めることがある。
- (6) 選定の経緯については、公表しない。
- (7) 選定結果に対する異議申立ては、受け付けない。
- (8) 提出された書類及び電子データは返却しない。
- (9) 提出された書類及び電子データは、参加者に無断で他の用途に使用しない。
- (10) 提出された書類及び電子データは、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (11) 本業務実施において、選定された優秀提案者の企画提案に拘束されない。
- (12) 本プロポーザルにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本通貨、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

11 連絡先

- (1) 安城市 こども健康部 こども課 こども政策係
〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号
電 話 0566-71-2292
F A X 0566-76-1112
電子メール shien@city.anjo.lg.jp

別紙1 評価項目及び配点

区分	評価項目	評価の視点・指標	配点
基本方針	業務の趣旨・目的・スケジュール・サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の趣旨・目的が国・市の事業目的に合致しているか。また、目的を達成させるためのスケジュール提案となっているか。 ・本業務の実施にあたり、本市の出会い・結婚応援の取組全般に係る相談など、本市に対するサポート体制は適切か。 	10点
企画提案	婚活イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・事業趣旨・目的を踏まえ、参加者同士が十分に交流でき、マッチング率が高まる工夫がなされているか。 ・多くの方に応募してもらえそうな、魅力的で独創的な企画となっているか。 ・事業成果が信頼度の高いものとなっているか。 	25点
	婚活セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ・事業趣旨・目的を踏まえ、婚活のスキルアップにつながる企画となっているか。 	5点
	フォローアップ相談	<ul style="list-style-type: none"> ・事業趣旨・目的を踏まえ、イベント後の活動の成果につながる企画となっているか。 ・フォローアップ相談の実施時期及び実施方法は、柔軟に対応できるか。 ・相談員の質は確保されているか。 	15点
	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの方に応募してもらえそうな、PR効果の高い企画となっているか。 ・社会全体で出会いや結婚を祝福する気運の醸成につながる企画となっているか。 	10点
実施体制	業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間（当該年度含まず）における官公庁の発注する婚活イベント企画運營業務で、元請けとしての実績は十分か。 	5点
		<ul style="list-style-type: none"> ・人員配置、組織体制、業務実績等、円滑な業務実施が期待できる実施体制であり、本事業を遂行するために必要な専門知識や経験を十分に有しているか。 	5点
プレゼン	業務に対する姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する熱意・積極性が感じられるか。 ・説明がわかりやすく説得力があるか。 ・質問に対する回答が適切か。 	5点
価格	価格評価	<ul style="list-style-type: none"> ・最低見積価格/当該業者の見積価格×20点 	20点
合 計			100点

選定委員会における候補者の選定方法

I 基本事項

- (1) 委員ごとに、評価基準に示す項目ごとに採点する。
 (2) 各委員の合計点を集計した点数（価格点を除く）が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。

II 提案者が2者の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。（判定事例1）
 (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とする。（判定事例2）
 総合計点も同点の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	2位
選定委員⑤	1位	2位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	5	2

第1位と採点した委員を多く（5人）獲得した〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

判定事例2（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	1位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	4
第2位と評価した委員の数	3	3
総合計点	700	690

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員が同数であった場合は、総合計点が高い〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

1位の数及び総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

II 提案者が3者以上の場合

(1) 委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、すべての委員が第1位とした者があった場合は、その者を候補者、第2位を最も多く獲得した者を次点者とする。

(2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、そのもののうち第2位をより多く獲得したものを候補者とする。(判定事例1)

ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高いものを候補者とする。(判定事例2)

(3) 第1位及び第2位と順位付けしたものがいない場合は、総合計点の高い者を上位として順位付けする。

(4) 総合計点も同点の場合は、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	2位	3位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	2	4	

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員を最も多く(3人)獲得した者が複数ある場合は、そのうち第2位と採点した委員をより多く獲得した〔B〕を候補者、

判定事例2 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	2位	1位	3位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	3	3	
総合計点	900	890	

1位および2位の数も同数であった場合

総合計点が最も高い者〔A〕を候補者、次に高い者〔B〕を次点者とする。

1位及び2位の数も同数で、総合計点も同数であった場合

そのうち、見積価格が最も低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。